

志木市民会館及び志木市民体育館

再整備基本設計等業務委託

基本設計業務委託特記仕様書

【案】

令和3年10月

志木市

志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本設計業務委託特記仕様書（案）

【業務概要】

業務名称 志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本設計業務委託

履行期限 契約確定の日から令和4年10月31日まで

中間報告：建物の高さ、形状、外観等の案を作成した段階で計画及び概算結果を報告する。（中間報告の時期は令和4年3月末を予定。詳細については、受注者との協議による。別紙1「事業スケジュール（案）」参照）

【目的】

耐震性能が不足するとともに、老朽化が進行している現市民会館及び市民体育館の再整備を行うため、令和3年8月に策定した「志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を基に様々な課題の解決と市民サービスの向上を目指して、新市民会館及び市民体育館を建設するための基本設計を委託するものである。

【業務内容】

1 対象工事（設計対象）の概要

- (1) 業務対象施設 志木市民会館及び志木市民体育館
- (2) 委託場所 志木市本町1丁目11番50号
- (3) 対象工事 新市民会館及び市民体育館の新築工事・外構工事・既存市民会館の解体工事・その他建設に関連する工事

2 敷地の概要

- (1) 敷地面積 7,150.85㎡（詳細な実測調査については今後実施予定。）
- (2) 用途地域 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域（施設の建設にあたっては、建築基準法第48条の許可取得を想定。）
- (3) 地域・地区等 高度地区（25m）、建築基準法22条区域
- (4) 建ぺい率 60%
- (5) 容積率 200%
- (6) 日影規制 4時間/2.5時間（高さが10mを超える建築物/平均地盤面からの高さ4m）
- (7) 斜線制限 道路斜線制限（勾配1.25）、隣地斜線制限（20m+勾配1.25）
- (8) 接道 北側（市道）約4m、西側（市道）約6m、南側（市道）約16m

3 対象工事の概要

- (1) 主要構造・階数 主要構造及び階数は、基本設計の中で協議する。
- (2) 延べ面積 現在の両施設の合計約11,400㎡から約10,000㎡以内とし、駐車場を含めても現状の施設面積の合計以内とする。
- (3) 耐震安全性 構造体Ⅱ類・建築非構造部材A類・建築設備乙類
- (4) 主要機能 ホール、アリーナ、エントランスホール、駐車場等
- ※1 本施設におけるホール施設は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第2号様式別紙の建築物の主要用途一覧の「用途番号08550公会堂又は集会場」を想定している。詳細については、基本設計段階で協議を行う。
- ※2 施設内の観客席については、興行用目的ではなく、応援席や選手控えスペース等で利用する事を想定している。詳細については、基本設計段階で協議を行う。

4 設計条件

- (1) 使用する材料及び工法等の決定
材料及び工法等は、コストの比較を必ず行い、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に努めること。
- (2) 要望等の確認
設計にあたっては、監督員と共に新市民会館及び市民体育館建設事業関係者(市民等含む)の要望等を確認すること。また、設計内容は、監督員と十分な協議を行うこと。
- (3) 設計と条件について
下記内容については基本設計時に与条件含め検討を行う。
- ①大型バス等の利用
 - ②建物開館時間
 - ③施設貸出、運用方針
 - ④各諸室の静音性能
 - ⑤利用者の夜間出入口の必要性
 - ⑥荷捌き、搬出入計画
 - ⑦その他基本計画の中で基本設計時に検討することとしている運用方針等
- (4) その他
本特記仕様書に記載のない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」によるが、本業務の目的達成のために必要と思われるものは、発注者と受注者で協議のうえ、受注者の責任において完備しなければならない。

5 貸与可能図書等

- (1) 貸与可能な関係する図書は次のとおり。

- ①既存市民会館竣工図
- ②既存市民会館建築確認通知書
- ③既存市民体育館竣工図
- ④既存市民体育館建築確認通知書
- ⑤敷地測量図
- ⑥地盤調査報告書（隣接する志木小学校いろは遊学館の調査報告書）

【業務仕様】

1 技術者等の資格要件

- (1) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士であり建築士法第22条の2に規定する定期講習を終了していること。ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項表1一級建築士定期講習イ欄に該当する場合を除く。
- (2) 各担当主任技術者は、公共建築工事等の標準仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること。若しくは、監督員がそれと同等の能力と認めたものであること。
- (3) 技術者等は、本業務受託にあたり実施した設計候補者選定プロポーザルにおいて提出した業務実施体制に記載された配置予定技術者等を変更することはできない。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない事由により変更を行う場合には、監督員がそれと同等以上の能力と認めた技術者等であること。
- (4) 建築（構造）主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- (5) 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
- (6) 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
- (7) コスト管理主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会が認定するコスト管理士又は建築積算士の資格を有する者であること。
 - ※（5）（6）の主任技術者のどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有すること。

2 業務実施計画書の提出

受託者は、次に掲げる事項を記載した業務実施計画書を契約締結後、速やかに提出し、監督員の承諾を得ること。

- (1) 業務概要
 - 1) 業務の実施方針
 - 2) 成果品の内容及び部数
- (2) 業務工程

- 1) 作業項目別工程計画
- 2) 打合せ・協議計画
- (3) 業務実施体制
 - 1) 組織計画（協力事務所、再委託を含めた体系図）
 - 2) 業務分担表
 - 3) 連絡体制、連絡先
- (4) 管理技術者
 - 1) 氏名、年齢（生年月日）
 - 2) 所属、役職
 - 3) 保有資格
 - 4) 実務経験及び手持ち業務
- (5) 各担当主任技術者
 - 1) 氏名、年齢（生年月日）
 - 2) 所属、役職
 - 3) 保有資格
 - 4) 実務経験及び手持ち業務
- (6) 担当技術者
 - 1) 氏名、年齢（生年月日）
 - 2) 所属、役職
 - 3) 保有資格
 - 4) 実務経験及び手持ち業務
- (7) 協力事務所及び再委託先
 - 1) 名称、代表者名、所在地
 - 2) 分担業務分野
 - 3) 協力を受ける理由及び内容
 - 4) 主任技術者（建築（意匠）を除く）
 - ① 氏名、年齢（生年月日）
 - ② 所属、役職
 - ③ 保有資格
 - ④ 実務経験及び手持ち業務

3 調査、解体設計業務

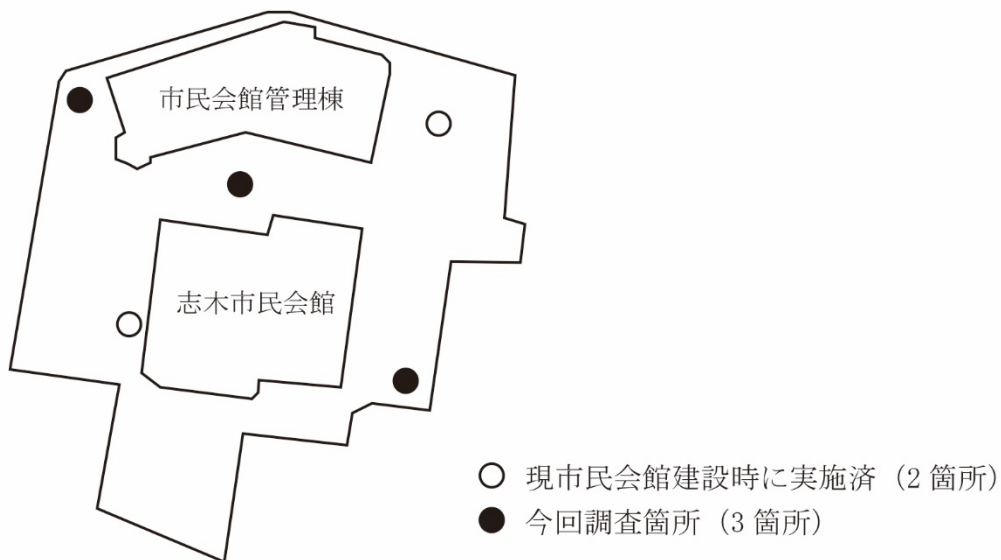
(1) 地質調査

現市民会館敷地の地盤構成を探り、建築構造物の設計・施工に必要な資料を得るとともに、地震時における地盤の振動性状を推察し、設計の基礎資料とするため、次の事項の調査を実施し、調査結果を考察の上、取りまとめて報告すること。

1) ボーリング調査 標準貫入試験

現市民会館敷地 3箇所 (必要に応じて追加)

※現市民会館は、現市民会館建設時に2箇所調査済 (深さ30m)



2) 調査仕様

①調査方法は、JIS規格「地盤調査の方法と解説」及び「地質検査の方法と解説」(共に地盤工学会)による。

②調査項目表

項目	調査種別	No. 1	No. 2	No. 3	備考	
ボーリング	【予定調査深度】	3 3 m	3 3 m	3 3 m		
	ロータリーボーリング	○	○	○		
ボーリング穴を利用する原位置試験	標準貫入試験	○	○	○	1 m毎	
	孔内横方向載荷試験	○				
	現場透水試験	○				
サンプリング	不攪乱飼料採取			○		
土質試験	物理試験	土粒子比重試験			○	
		含水量試験			○	
		粒度試験			○	
		単位体積重量試験			○	
	力学試験	一軸圧縮試験			○	
		三軸圧縮試験			○	
		圧密試験			○	

③調査結果の検討項目

- ア 地質分布特性の検討
- イ 基礎の検討（基礎形状の仮定、支持層、許容支持力等の検討）
- ウ 地震時の液状化の検討（砂地盤）
- エ その他設計、施工に必要な事項について検討

(2) 市民会館解体設計

既存志木市民会館の解体に際して、総合的に解体工法等を比較検討するとともに、解体工事を発注するために必要な設計書、仕様書、図書、説明用資料等作成のための実施設計策定を目的とする業務を委託するものである。

【対象範囲】

- 1) 対象施設
 - ホール棟：延床 2, 962.21 m²
 - 構造 R C造、直接基礎
 - 階数 地下1階+地上3階
 - 竣工 1978年（昭和53年）
 - 管理棟：延床 2, 371.46 m²
 - 構造 R C造、直接基礎
 - 階数 地下無+地上3階
 - 竣工 1980年（昭和55）
 - 外構：表層仕上げ及び埋設インフラ一式
 - 付帯施設：現地調査による
- 2) 解体範囲 対象施設一式

【業務内容】

1) 志木市民会館解体工事計画書の作成等

解体工事に係る発注仕様書作成のために解体範囲、解体方法、仮設計画等の解体工事に関する基本的な事項の検討を行い、内容を整理し、図書及び添付資料等を作成する。

①現地調査

既存志木市民会館解体工事を行うための現地調査を行う。現地調査は会館内部、外部及びその他付帯施設を把握するために既存図面等を参考にして調査する。また、設備機器等については、製造メーカーに対して、調査を行い、事前評価を行うこと。

②解体設計条件の設定

解体施設の汚染物質サンプリング調査を実施し、解体に係る前提条件の設定、解体方針等の検討を行う。

- ア 汚染物質の範囲・量の設定
 - ・ P C B

対象施設内にあるPCBについて調査し、残存種類・数を整理し、把握する。

- ・アスベスト

対象施設内及び設備全般のアスベストの使用状況について調査し、含有等の分析を行い把握する。

- ・フロン・ハロン

対象施設内にあるフロン・ハロンについて調査し、残存種類・数を整理し、把握する。

イ 処理方式の検討・設定

処理対象物の量及び処理目標等を踏まえ、処理方式の検討を行う。また、PCB、アスベスト、フロン・ハロン等の汚染物の解体時の処分方法について検討する。

ウ 解体条件の設定

- ・解体条件の整理
- ・法令その他関連制約条件の整理

エ 解体方針の設定

③解体工事計画の検討

前項で整理した前提条件、解体方針に従い、各業者に事例調査等、技術的提案と参考見積を徴収し総合的な比較検討の結果を基に、周囲の環境等を踏まえ解体範囲の設定や仮設計画、解体方法等の解体工事に関する基本的内容を整理し解体方法を検討する。

ア 解体計画

設計条件、作業環境事項、汚染物質サンプリング調査の結果を参考に具体的な解体計画を行う。また、工事に伴う許可申請等について、整理し作成する。

- ・仮設計画
- ・アスベスト処理計画
- ・解体計画
- ・廃棄物の処理処分

イ 解体工法等の検討

解体工法について、規模・形状、立地条件、周辺規制、道路事情、安全対策、搬出計画、経済性等について総合的に比較検討を行う。また、電気、都市ガス、上下水道との接続部分の撤去については、付近一帯に影響のないように計画の作成を行う。

- ・解体工法の比較検討書の作成
- ・周辺環境（立地条件への影響等）の検討
- ・安全対策の検討

- ・経済性の検討

ウ 解体後の土地造成及び整備に関する基本事項の整理

解体後の土地造成及び整備に関する事項を整理し、必要に応じ設計書に反映させること。詳細については、監督員と協議をすること。

④解体工事に関する資料の作成

解体工事計画に基づいて、説明会等の資料を作成する。また、必要に応じ、説明会等に参加を行う。

2) アスベスト事前調査業務

本調査仕様は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課」の該当箇所による。

①書面調査

②現地での目視調査

③検体採取・分析

検体数は30検体を想定する。

※上記試料採取数に変更がある場合は、別途清算を行う。

報 告：速報（検体採取後1週間程度）、報告書（検体採取後1か月程度）

④アスベスト使用範囲図の作成

調査結果に基づき、アスベスト含有建材ごとの使用分布図を作成する。

アスベスト含有レベル及び使用範囲が分かるように作成すること。

3) 解体工事設計

①解体図面作成

解体工事に必要な解体図面を既存資料（竣工図書等）より作成する。また、必要図面等の詳細については本市の監督員と協議すること。

②建物及び付属建築物の数量積算、設計書作成

ア 見積仕様書の作成

解体工事発注のために、発注仕様書が必要となるが、その前段として、概略の仕様を見積仕様書として作成する。また、この見積仕様書を解体実施業者（以下、業者）に提示するとともに、解体処理計画書を業者（3社以上）より徴収する。

- ・見積条件の設定

- ・見積仕様書の作成

- ・見積計画図の作成

イ 技術評価

各業者から徴収した解体処理計画書を整理するとともに、技術的な視点から評価を行い、発注仕様書作成の資料とする。なお、業者から提出された解

体処理計画書の内容を補足するための業者ヒアリングを実施する。

- ・解体処理計画書の整理
- ・技術評価（一般項目、技術的項目、工事費、管理費ほか）

ウ 発注仕様書作成等

発注用の仕様書を作成するとともに、解体設計書を発注仕様書に合わせ作成する。

- ・発注仕様書作成
- ・解体計画図の作成
- ・関係機関との協議
- ・現場説明事項の作成

エ 解体工事設計書作成

解体工事に係る解体施設の数量計算及び発注用の設計書の作成を行う。

【その他】

1) 準拠法令、規則、規格等

受託者は業務の遂行にあたり、下記事項を適用する他、関係法令・通知・指針等を遵守するものとする。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」
- ・「環境基本法及び関係諸法令」
- ・「労働安全衛生法及び関係諸法令」
- ・「建築基準法及び関係諸法令」
- ・「消防法及び関係諸法令」
- ・「大気汚染防止法」
- ・「水質汚濁防止法」
- ・「土壌汚染対策法」
- ・「騒音規制法」
- ・「振動規制法」
- ・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課」その他、上記以外であっても、関係する法令があれば遵守すること。

4 設計業務（一般業務）

次に掲げるものの他、平成31年国土交通省告示第九十八号の標準業務に掲げるものとする。

(1) 基本設計業務

- 1) 建築（総合）基本設計（外構含む）

①情報収集・準備

- ア 発注者より設定された条件の把握（「基本計画」等）
- イ 現地調査等（敷地、周辺環境等）
- ウ 類似事例調査
- エ 関係法令調査
- オ 業務スケジュールの設定
- カ 各種打合せ

②条件設定

- ア 設計条件の設定（要求性能、法令等の制約条件、工事予算、工事期間等）
- イ 設計方針の設定（設計理念、仕様等）

③比較検討

- ア 性能面からの機能・形態検討
- イ 設計理念・意匠上の検討
- ウ 概算工事費の検討
- エ 施工性の検討
- オ 仕様、仕様材料、構造方式、設備方式等の総合的検討

④各種計画設計

- ア 施設配置計画の作成
- イ 空間構成計画の作成
- ウ 動線計画の作成（駐車場及び駐輪場、自動車（二輪車含む）、自転車及び徒歩）
- エ 平面・断面計画の作成
- オ 概算工事費の算出
- カ 関係機関等との打合せ

2) 建築（構造）基本設計

①情報収集・準備

- ア 発注者より設定された条件の把握
- イ 現地調査（地盤・地質条件・近隣環境等）
- ウ 類似事例調査
- エ 関係法令調査
- オ 業務スケジュールの設定
- カ 各種打合せ

②条件設定

- ア 設計条件の設定（要求性能・立地制約条件等）
- イ 安全性能の設定（積載荷重・風荷重・地震荷重等）
- ウ 設計方針の設定（設計理念・構造仕様等）

- ③構造種別の比較検討
 - ア 構造方法の検討
 - イ 概算工事費の検討
 - ウ 施工性の検討
 - エ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討
- ④構造計画設計
 - ア 構造計画（試設計による解析、構造システム・仕様概略設計）
 - イ 設計条件への適合性の確認
 - ウ 各種計画設計との調整
- 3) 電気設備基本設計
 - ①情報収集・準備
 - ア 発注者より設定された条件の把握
 - イ 現地調査（現地状況・電力、電話等の関連施設等）
 - ウ 類似事例調査
 - エ 関係法令調査
 - オ 業務スケジュールの設定
 - カ 各種打合せ
 - ②条件設定
 - ア 設計条件の設定（要求性能・法令等制約条件等）
 - イ 設計方針の設定（設計理念・仕様・使用機器の設置場所等）
 - ③比較検討
 - ア 設備種別の検討
 - イ 使用機器等の検討
 - ウ 概算工事費の検討
 - エ 施工性の検討
 - オ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討
 - ④電気設備計画設計
 - ア 各種電気設備計画（照明・エレベーター・非常用電源等）
 - イ 設定条件への適合性の確認（省エネ・地球温暖化・非常時対応等）
 - ウ 各種計画設計との調整
- 4) 給排水衛生設備基本設計
 - ①情報収集・準備
 - ア 発注者により設定された条件の把握
 - イ 現地調査（現地状況・給排水、ガス等の関連施設）
 - ウ 類似事例調査
 - エ 関係法令調査

オ 業務スケジュールの設定

カ 各種打合せ

②条件設定

ア 設計条件の設定（要求性能・法令等制約条件等）

イ 設計方針の設定（設計理念・仕様・仕様機器の設置場所等）

③比較検討

ア 設備種別の検討

イ 仕様機器等の検討

ウ 概算工事費の検討

エ 施工性の検討

オ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討

④給排水衛生設備計画設計

ア 給排水設備計画（平時・非常時等）

イ 設定条件への適合性の確認（省エネ・地球温暖化対応等）

ウ 各種計画設計との調整

5) 空調換気設備基本設計

①情報収集・準備

ア 発注者により設定された条件の把握

イ 現地調査（現地状況・給排水、ガス等の関連施設）

ウ 類似事例調査

エ 関係法令調査

オ 業務スケジュールの設定

カ 各種打合せ

②条件設定

ア 設計条件の設定（要求性能・法令等制約条件等）

イ 設計方針の設定（設計理念・仕様・仕様機器の設置場所等）

③比較検討

ア 設備種別の検討

イ 仕様機器等の検討

ウ 概算工事費の検討

エ 施工性の検討

オ 維持管理コスト及び管理上の課題の検討

④空調換気設備計画設計

ア 空調設備計画

イ 換気設備計画

ウ 特殊設備計画

- エ 設定条件への適合性の確認（省エネ・地球温暖化対策等）
 - オ 各種計画設計との調整
- 6) 各種検討・手続き業務

5 その他（追加）業務

（1）基本設計

- 1) 建築基準法第48条ただし書き許可申請に係る事前検討及び申請手続き業務
- 2) 志木市宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく事前検討業務
- 3) 都市計画法第29条の開発許可の必要性についての事前検討業務
- 4) 防災計画評定又は防災性能評定に関する事前検討業務
- 5) SDGs 関連事前検討業務
- 6) ライフサイクルコストの算出、評価、事前検討業務
- 7) 建築物環境配慮制度（CASBEE）導入検討業務
- 8) 電波障害机上検討業務
- 9) 工事区分表の作成業務
- 10) 関係法令のチェックシートの作成及び関係機関との事前協議業務
- 11) 概略工程表の作成業務（概略工程表作成に必要な工事ステップ検討を含む。）
- 12) 舞台音響・舞台照明・舞台機構基本設計業務
- 13) 市民ワークショップ等運營業務（主体的に計画し発注者と協議の上複数回開催するとともに報告書を作成する。）※学識者の協力（有料）を想定。
- 14) パース作成業務（内観（ホール、アリーナ、その他）計4枚、外観2枚、外構2枚）
- 15) 日影図作成
- 16) その他、基本設計業務や庁内手続きに必要な業務（監督員と協議する。）

6 業務の実施

（1）一般事項

- 1) 本業務は、「基本計画」に提示された設計と条件及び適用基準等により行い、庁内会議等と随時合意形成を図りながら進めるものとする。
- 2) 受注者は、必要な庁内協議等の実施を主体的に計画し、必要な協力を行うこと。また、必要に応じて資料等を提供すること。設計段階での提案については、3Dモデル等を用いて説明を行うこと。
- 3) 受注者は、設計及び積算業務の進捗状況に応じて中間報告をし、十分な打合せを行うものとする。また、発注者が進捗状況の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- 4) 使用材料等は、特殊なものを使用せず、同等品等認めるなど、建設コストの削減に努めること。
- 5) 積算業務は、発注者の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- 6) 受注者は、設計説明書に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに発注者提出する。

(2) 打合せ及び記録

- 1) 打合せは原則、次の時期及び設計業務実施計画書に基づき実施し、受注者は、速やかに記録（電話によるやり取りを含む）を作成し、発注者に提出すること。

①業務着手時

②監督員または、管理技術者が必要と認めたとき

③その他

(3) 適用基準等

- 1) 本業務実施に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例規則等の規定のほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または、監修したもの（最新版）によるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。

2) 共通

①国土交通省関連

ア 官庁施設の基本的性能基準

イ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領

ウ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

エ 官庁施設の環境保全基準

オ 環境配慮型官庁施設計画指針

カ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

キ 官庁施設の防犯に関する基準

ク 公共建築設計業務委託共通仕様書

ケ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン

コ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

サ 省エネルギー建築設計指針

②埼玉県関連

ア 埼玉県福祉のまちづくり条例

イ 埼玉県地球温暖化対策推進条例

ウ 埼玉県環境配慮方針

エ 埼玉県グリーン調達推進方針

オ 彩の国公共事業コスト構造改善プラン

カ 彩の国建設リサイクル実施指針

キ 埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書

- ク 建設副産物の手引き
- ケ 埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱
- コ 埼玉県建築工事委託業務実務要覧

③志木市関連

- ア 志木市景観条例
- イ 志木市宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱

3) 建築

①国土交通省関連

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- イ 建築設計基準
- ウ 建築構造設計基準
- エ 建築工事設計図書作成基準
- オ 建築工事標準詳細図
- カ 構内舗装・排水設計基準
- キ 建築物解体工事共通仕様書

②埼玉県関連

- ア 埼玉県建築工事特別共通仕様書

4) 設備（電気・機械等）

①国土交通省関連

- ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- イ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ウ 建築設備計画基準
- エ 建築設備設計基準
- オ 建築設備工事設計図書作成基準
- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- キ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ク 電気通信設備工事共通仕様書
- ケ 排水再利用・雨水再利用システム計画基準
- コ 建築設備耐震設計・施工指針
- サ 建築設備設計計算書作成の手引き
- シ 光ファイバーケーブル施工要領
- ス 建築設備・昇降機耐震設計・施工指針

②埼玉県関連

- ア 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- イ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書

5) 積算共通

①国土交通省関連

- ア 公共建築工事積算基準
- イ 公共建築数量積算基準
- ウ 公共建築工事共通費積算基準
- エ 公共建築工事標準単価積算基準
- オ 公共建築設備数量積算基準
- カ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- キ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ク 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ケ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

②志木市関連

- ア 志木市建築工事単価取扱要領

7 提出書類

(1) 契約後速やかに提出するもの

- 1) 着手届
- 2) 管理技術者等通知書及び経歴書（資格証写）
- 3) 業務実施計画書（上記「2 業務実施計画書の提出」のとおり）
- 4) 協力事務所通知書（協力事務所が必要な場合）

(2) 随時提出するもの

- 1) 打合せ記録
- 2) その他、監督員が指示するもの

(3) 完了時に提出するもの

- 1) 委託業務完了通知書
- 2) 業務実績報告書
- 3) 後出「8 成果品及び提出部数（1）基本設計」に示すもの
- 4) 委託業務目的物引渡書

8 成果品及び提出部数

成果品等は、下記のとおり提出すること。なお、特に定めのないものは、監督員の指示によるものとする。

(1) 基本設計

- 1) 基本設計図書（以下のものを添付） 一式
提出形式：複写版（二つ折り製本）A3版 3部
- ①建築（意匠）
- ア 建築（意匠）説明書

- イ 建築（意匠）設計図
- ウ 仕様概要書
- エ 仕上概要書
- オ 面積表及び求積図
- カ 敷地案内図
- キ 敷地縦・横断図
- ク 配置図（外構含む）
- ケ 平面図（各階）
- コ 立面図（各面）
- サ 断面図
- シ 矩計図
- ス 日影図
- セ 仮設計画図
- ソ 設計根拠及び技術資料

②建築（構造）

- ア 構造計画説明書
- イ 構造計画概要書
- ウ 構造仕様概要書
- オ 設計根拠及び技術資料

③電気設備

- ア 電気設備計画説明書
- イ 電気設備設計概要書
- ウ 仕様概要書
- オ 各種技術資料（技術別比較検討）

④昇降機等

- ア 昇降機等計画説明書
- イ 昇降機等設計概要書
- ウ 仕様概要書
- エ 各種技術資料（技術別比較検討）

⑤給排水衛生設備

- ア 給排水衛生設備計画説明書
- イ 給排水衛生設備設計概要書
- ウ 仕様概要書
- オ 各種技術資料（技術別比較検討）

⑥空調換気設備

- ア 空調換気設備計画説明書

- イ 空調換気設備設計概要書
- ウ 仕様概要書
- カ 各種技術資料（技術別比較検討）
- ⑦その他（追加）業務の概要
- 2) 基本設計書の概要版 50部
- 3) 工事費概算書
 - ①各工事の工事費概算 2部
 - ②単価に関する資料
- 4) 調査、解体設計業務
 - ①地質調査報告書 2部
 - ②志木市民会館及び付帯建築物等の解体工事設計書、図面、内訳書等
 - ア 解体工事設計書 ……A4 版1式
 - イ 内訳書（データ含む） ……A4 版1式
 - ウ 数量調書、見積書（3社比較表含む） ……A4 版1式
 - エ 関連図面 ……A4 版製本（仕様書含む）
 - オ 解体工法の比較検討書 ……A4 版1式
 - カ PCB、フロン・ハロン調査報告書 ……A4 版1式
 - キ アスベスト事前調査報告書 ……A4 版1式
 - ク その他必要資料 ……1式
 - ケ 上記ア～クのデータ一式
- 5) その他（共通）
 - ①前出「5その他（追加）業務（1）基本設計」に示す業務に関する報告書及び資料・記録等 2部
 - ②各記録書 2部
 - ③CAD データ CD-R 等（保存形式は、監督員の指示による。）
- (2) 提出部数及び提出媒体
 - 1) 成果品等の提出部数は、監督員と協議のうえ、適宜、追加しても良い。
 - 2) 提出媒体は、原則、紙ベース及び電子データにより提出すること。
- (3) 提出期限
 - 1) 本業務の成果品等は、履行期限までに提出すること。ただし、発注者の都合により、部分的に引き渡しを求めることがある。
 - 2) 詳細は、以下のとおりとする。
 - ①契約締結日は、令和4年1月頃を予定している。
 - ②基本設計の履行期限は、契約締結日から令和4年10月31日までとし、市民等の意見聴取の期間を含むものとする。
 - ③地質調査、解体設計は、本業務期間内に実施する。

④その他、必要な事項は発注者と受注者の協議による。

(5) 著作権

1) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、工事発注用資料、工事遂行のために必要な資料等として使用することができるものとする。

2) 提出された CAD データについては、当該工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図の作成、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

9 留意事項

(1) 受注者は、業務を進めるうえで、現地調査が必要な場合は、作業日程及び作業内容について事前に監督員と打合せを行うこと。

(2) 受注者は、庁内プロジェクト・チーム、その他の庁内会議、市議会及び市民説明会等に必要な設計業務内容に関する資料作成や説明等に協力・支援すること。

(3) 建築確認申請他申請手数料は、本業務に含まれる。

(4) 本特記仕様書及び「基本計画」等において提示する内容に変更が生じた場合においても、原則として契約の変更は行わない。

(5) 受注者は、業務の履行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、他の目的で使用してはならない。

(6) 本特記仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備すること。また、その他の疑義は、発注者と受注者がその都度協議して決定するものとする。

(7) 設計検討案については、複数案提示し、それぞれメリット、デメリットを比較検討の上、発注者に説明をしながら設計を進めること。

(8) 今後の発注方式については、本整備事業の特性を踏まえ、施工品質の確保や建設費用の縮減、技術力の活用できる手法を検討中である。今後公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56条）の施工を踏まえ、多様な入札契約方式を採用する可能性がある。採用の際には発注者に協力すること。また詳細については、基本設計の中で検討し、決定する。

(9) 上記内容から、本設計段階での概算金額をもとに精度を高い参考額を設定することから、見積り条件に乖離が生じないように対応できる設計図書を整備すること。

(10) 本業務の受注者には、その業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案の上で、本業務終了後、実施設計業務の別途随意契約を予定している。ただし、予算の議会承認等手続により決定するものとする。

(11) 実施設計段階において、技術協力者などの関係者がいる場合は、協力し設計を進めること。